

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

文化観光局 ※監査時は企画市民局 所属	(20 年度)			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">監 査 結 果 (指 摘 事 項)</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">改 善 措 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <p><第1テーマ>出資団体に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p> <p>7 出資団体決算の開示 (財)仙台市スポーツ振興事業団</p> <p>(2) 区分経理と管理費の按分</p> <p>【監査の結果】 平成 19 年度において法人管理運営費を全て一般会計で負担しており、区分経理が適切に行われていない。</p> <p>解決の方向性 法人管理運営費に金額的重要性がある場合、合理的な配賦基準により区分計算する。また、法人税申告上、収益事業にて負担する法人管理運営費を按分して課税所得を算定する。</p> </td><td style="padding: 10px;"> <p>当該団体は、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行しており、公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分して経理している。</p> <p>法人税申告上、収益事業にて負担する法人管理運営経費は、人件費部分と物件費部分に分けられ、人件費部分については従事している事業の割合に応じて按分し、区分経理を行っている。</p> <p>物件費部分については、法人管理運営費のうち収益事業等に係る経費を按分した場合でも、収益事業等会計総額の 0.58% 程度であり、課税所得に影響を及ぼさない範囲であると判断できるため、経理按分は行わないこととした。</p> </td></tr> </tbody> </table>	監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	<p><第1テーマ>出資団体に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p> <p>7 出資団体決算の開示 (財)仙台市スポーツ振興事業団</p> <p>(2) 区分経理と管理費の按分</p> <p>【監査の結果】 平成 19 年度において法人管理運営費を全て一般会計で負担しており、区分経理が適切に行われていない。</p> <p>解決の方向性 法人管理運営費に金額的重要性がある場合、合理的な配賦基準により区分計算する。また、法人税申告上、収益事業にて負担する法人管理運営費を按分して課税所得を算定する。</p>	<p>当該団体は、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行しており、公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分して経理している。</p> <p>法人税申告上、収益事業にて負担する法人管理運営経費は、人件費部分と物件費部分に分けられ、人件費部分については従事している事業の割合に応じて按分し、区分経理を行っている。</p> <p>物件費部分については、法人管理運営費のうち収益事業等に係る経費を按分した場合でも、収益事業等会計総額の 0.58% 程度であり、課税所得に影響を及ぼさない範囲であると判断できるため、経理按分は行わないこととした。</p>
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置			
<p><第1テーマ>出資団体に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p> <p>7 出資団体決算の開示 (財)仙台市スポーツ振興事業団</p> <p>(2) 区分経理と管理費の按分</p> <p>【監査の結果】 平成 19 年度において法人管理運営費を全て一般会計で負担しており、区分経理が適切に行われていない。</p> <p>解決の方向性 法人管理運営費に金額的重要性がある場合、合理的な配賦基準により区分計算する。また、法人税申告上、収益事業にて負担する法人管理運営費を按分して課税所得を算定する。</p>	<p>当該団体は、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行しており、公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分して経理している。</p> <p>法人税申告上、収益事業にて負担する法人管理運営経費は、人件費部分と物件費部分に分けられ、人件費部分については従事している事業の割合に応じて按分し、区分経理を行っている。</p> <p>物件費部分については、法人管理運営費のうち収益事業等に係る経費を按分した場合でも、収益事業等会計総額の 0.58% 程度であり、課税所得に影響を及ぼさない範囲であると判断できるため、経理按分は行わないこととした。</p>			